

基礎教育の目的とカリキュラム

笹原 英史*

A Study on the Purpose of Fundamental Education and its curriculum

Hidefumi SASAHARA*

*Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University,
Ishinomaki 986-8580, Japan*

はじめに

前稿では、1947年4月に開催された「基礎教育の専門家会議」(the Meeting of Experts on Fundamental Education)における基礎教育の目的の定義に関する議論の経緯と、ユネスコ準備委員会(Preparatory Commission)ならびに事務局長ハクスリー(J.S. Huxley)らの定義に関する基本的見解が、おおむね追認された事実を明らかにした¹⁾。また、この事実は、基礎教育の目的を限定的に明確化しようとするユネスコ執行委員会(Executive Committee)の一部に存在した企図が、専門家会議の議論では結果として十分に顧慮されたとはいえないことを意味するものであると結論した。

その後の流れとしては、同月19日の会合で事務局による新文書が再提示され、若干の修正のうえ採択された。まず本稿では、この文書²⁾の内容を当初の事務局文書に記載されたものとも比較しながら詳細に検討する。また、基礎教育の目的は必然的にカリキュラムや教育内容とも密接に関連するから、それらの特徴についても検討する。次に、この新しい文書に関連して、いかなる議論が行われたのかを考察する。

さらに、この文書と専門家会議での議論にもとづいて基礎教育の事務局アシスタントであるJ. Bowersが、「基礎教育とは何か」(What is Fundamental Education?)と題された文書を作成している。本稿では、この内容についても吟味する。上述の事務局文書は、「基礎教育」の目的と教育方針、カリキュラムや内容などを明記した正式の文書であり、執行委員会や各国の国内委員会向けの「公文書」であるが、後者は、より簡潔

に表現された一般向けのパンフレットのような性質のものと考えられる。この文書からは、とくにハクスリーら事務局サイドの基礎教育政策についての基本的理念、カリキュラムについての基本方針などをみて取ることができる。

以上の作業によって、執行委員会関連決議に示された上述の意向が最終的にどのように扱われることになったのか、また準備委員会・総会(General Conference)、執行委員会、専門家会議、事務局サイドなどそれぞれの意向と見識にもとづく議論のなかで、基礎教育政策がいかに方向づけられ、実施されていったのかを明らかにすることができる。

1 事務局文書についての最終議論

(1) 新文書の内容

新文書である「基礎教育—書き直された定義」では、冒頭で基礎教育の目的や方針を以下のように明確に規定している³⁾。「基礎教育の目的は、他の教育のそれと同じように、個人としての人間が変化する環境に適応しながら、より充実した幸せな生活を送ること、また、この可能性の実現に役立つ物理的・社会的環境のコントロールを行うこと、さらに相互理解と世界経済における人類の福祉の全般的向上をとおして平和を増進すること、これらを可能にすることであるべきだ」。

ここでは、まず個人が「充実した幸せな生活」を送ること、ならびに人類全体の平和の享受が基礎教育の第一義的な目的と規定されているといえる。そして、その目的を達成するための環境への適応や環境のコントロール、人類規模での相互理解と福祉の発展が、目的達成へ導く手段として位

*石巻専修大学人間学部人間教育学科

置づけられている。前稿で考察した当初の事務局文書の趣旨④、⑤では、基礎教育の目的が個人の潜在可能性を充足すること、また、より幸福で成功した生活を送ることと規定されていた⁴⁾。また、①では近代社会の本質が、個人と社会全体をその「近代」の流れに適応させていくことであるとの基本的認識を提示していた。したがって、個人の幸福が近代社会の発展の流れに適応していくことによって実現されるという論理の基本構造は、今回の文書においてもまったく変わらないといえる。これは、ハクスリーら事務局の理念であり、個の社会への適応的「充足」を究極目的としながら、文化と科学の発展をとおして、人類社会の「進歩」を実現しようとする進化論的ヒューマニズム（Evolutional Humanism）の基本理念でもあったといえる。前稿までに考察してきたように、準備委員会、総会、執行委員会の一連の議論では、ユネスコの存在意義とも密接に関連する個人と社会、あるいは個人の幸福と人類の繁栄との関係性といった点について、根本的で哲学的な考察や検討が十分に行われてきたわけではない。時間を必要としたり、思想的・政治的に混乱をもたらす議論は、むしろ意図的に回避されてきたともいえる。しかし、当初の事務局文書と新文書に表出した進化論的ヒューマニズムの基本理念は、ユネスコの各組織を構成した大方の「近代」知識人の基本認識であり、「近代」の時代精神と通底するものであったと考える。

さらに、文書は次のように規定する。「基礎教育は、とくに、また直接的に、貧困や病氣や無知が依然として人類の進歩（progress）と国際理解に対する脅威となっている発達途上のコミュニティやグループと関わりをもつことになる。そのようなところでは、共に平和に暮らすという国連の目的を成就するための教育・社会・経済・文化的進歩の最低基準を達成することが肝要である」。この部分にも、進化論的ヒューマニズムの究極目的である人類進歩の実現を、手段としての基礎教育政策に期待する姿勢が看取できる。近代的・文化的生活の利便性を享受する人口を増大させることは、いわゆる人類「進歩」と直結する重要な試みであり、まさに基礎教育の存在意義と認識されていたのである⁵⁾。当初の事務局文書の趣

旨④では、ユネスコの第一義的義務とは、大衆教育と文化の拡大を促進することであり、すべての国民に対して、それらの共通の基盤を提供することであると主張していた。このような認識にもとづき、発展途上地域の「最低基準」の達成が求められているのである。

この点に関連して、第二回執行委員会が付帯決議 3) の a) において、「もし教育・科学・文化が平和と安全を増進・維持するとすれば、あらゆる国々で満足のいく最低条件は何かということにとくに配慮し、基礎教育の目的を定義すること⁶⁾」を求めていることに留意すべきであろう。つまり、執行委員会は事務局と専門家委員会に「最低条件」を明らかにしつつ、「目的」を定義づけすることを望んでいたといえよう。この要請に対して、文書は教育的進歩の「最低基準」を明確にはしていない。さらに、その最低基準をクリアする基礎教育のカリキュラムと内容を具体的に示したわけでもない。後述するように、逆に基礎教育の内包が環境とともに広く変化する可能性を指摘している。つまり、基礎教育の目的と内包を限定的に規定しようとする執行委員会の意思が、ここでも十分に尊重されることはなかったといえるのである。

さらに、あらたに起草された事務局文書は次のように述べている。「基礎教育は男女に適用される。女性の教育が無視されてきたセクションでは、特別の留意が必要である。基礎教育の内包は環境とともに広く変化するが、個人・労働者・市民としての男女の能力を向上させるようデザインされなければならない」。つまり、基礎教育が単なる識字教育に限定されることなく、職業教育や公民教育、道徳教育などを包含する可能性を示唆したものである。そこには、社会的な男女平等の基本的志向も認められる。基礎教育の実際的なカリキュラムや教育内容とも関係する内包の問題であるが、従来からハクスリーら事務局や関係の委員会が目指してきた方向性を、再度繰り返したもののといえよう。その背景には、当初の事務局文書の趣旨④、⑤と同じように、識字教育、科学・産業技術教育、職業教育、健康教育、公民教育、国際理解教育を含む広範な基礎教育観を看取できる。また、当然のことながら、そこには知識・技

能の教育ばかりでなく、道徳的人格の陶冶も含まれるが、この点は以下で考察する教育目標のなかにも明示されている。

あたらしく起草された事務局文書は、「個人・労働者・市民としての男女の能力を向上させる」ためのカリキュラムあるいは教育内容として、以下の項目が含まれるべきであると主張する。

ア「精神的・道徳的発達。倫理的信条（特定の宗教的信条と結びついたものであろうとなかろうと）と、それに従って行動する習慣にコミットすること」。ここでは、上述の市民としての義務や男女平等の理念など、道徳的価値や道義、社会通念などの教授や育成の必要性が指摘されている。当初の事務局文書の趣旨④で識字教育に言及した際にも、同じように精神的・道徳的教育の重要性を指摘していた。次の項目とも関連するが、近代市民社会における個あるいは市民としてのモラルや倫理は、人類に共通に行われる教育と理解されている基礎教育が当然包含すべきものと認識されているのである。

イ「世界という共同体（a world community）のなかでの民主的生活、すなわち個人的判断、イニシアティブ、恐怖からの自由、寛容、〈プロパガンダ〉を免れていること、責任といったものに適した態度の発達」。ここで述べているのは上述した市民としての倫理や権利であり、換言すれば近代民主主義社会における公民として享受すべき権利であり、求められる個人的資質である。その涵養は、基礎教育の教育目標であり、また、それにふさわしいカリキュラムと教育内容が不可欠であるとの認識に立脚しているのである。

ウ「文学と芸術の美的な鑑賞眼を育てること」。文字どおり、基礎教育において、この資質を育てることの重要性を指摘するものであるが、当初の文書においては、ことさら文学や芸術を強調する部分はなかった。ただし、前稿で述べたように Bowers は、発言のなかでとくに芸術をとおしての自己表現を強調していた。それは、明らかにハクスリーの主張の趣旨に沿ったものであり、彼の基礎教育観のなかでも特徴的なものの一つであった。事務局文書に明確に規定されたことで、ハクスリーの計画が、ユネスコ基礎教育政策をとおして現実のものとなる方向づけがなされたといえ

る。この点に関連する議論が基礎教育の定義の問題とは別に行われているので、後述する。

次の三項目は、自然や社会や経済などに関する一般的な知識・技能の教育、読・書・算を含むいわゆる基礎的な識字教育と職業教育、健康教育などが基礎教育で行われなければならないことを指摘するものである。

エ「社会的—環境や自然のプロセスについての知識・理解—物理的・生物的—経済的なプロセス、社会的な団体、法律と政府、世界という共同体」

オ「スキル—考えたり、コミュニケーションする（読み、書く、話す、聞く、計算する）。経済的生産における職業に関わる技術（編むこと、木工、土着の技術）、芸術や工芸における自己表現に使用する技術」。ここでは、近代的産業を支える知識・技能や職業的訓練に加え、土着的・民族的な伝統（産業）に関わる技術・技能や生活習慣などの継承の重要性も指摘している。これまでも述べてきたように、土着の文化や習俗の維持、文化的多様性への配慮については、ハクスリーら事務局にとっても大きな課題として認識されていたためであろう⁷⁾。

カ「健康教育（注意：これは、WHO の関心事である健康生活を直接的に保障する方法に言及するものではない。生物学的な特徴についての知識を流布すること、健康の原則を理解すること、個人的・社会的に健康な生活習慣を形成することに言及するものである）」。国連専門機関同士の活動の重複を極力回避するという点については、基礎教育に限らず、度々留意事項として議論されていることから、ここでも留意点として記載されている。これは、後述する議論の結果、付加されたものと考えられる。

最後に、事務局文書は次のように結んでいる。「基礎教育のための方法とメディアの選択は、ある程度、未発達のコミュニティにおける緊急性と困難性によって決定される。直接的で広範な結果を達成するために、成人の非識字者の教育も重視しながら、もっとも進んだ科学的方法が試されたり、採用されたりする必要がある」。事務局文書はカリキュラムや教育内容、メソッドや教育方法に言及しているが、ここでも内容・方法について

何らかの明確な基準や典型を示しているわけではない。当初の事務局文書においても、この点は明示されていない。執行委員会が、基礎教育の目的の詳細かつ限定的な定義を求めたのは、それによって内容と方法が明確化され、ひいてはユネスコが関与する範囲と要する費用が明らかとなるとの目算があったからに違いない。この期待に対する事務局文書の「回答」は、ほぼ「ゼロ回答」といえよう。「ある程度」とはしながらも、対象地域の「緊急性と困難性」によって、また、時には識字教育を含む成人教育をも実施しながら、上述の広範な基礎教育を実施するというのが事務局と専門家会議の姿勢であった。

(2) 議論の概要

まず、「起草委員会」(drafting committee)が準備した新文書を Bowers が朗読し、さらに議論が行われた⁸⁾。その第6パラグラフ(前述の項目カ)に関して、「健康」(health)という用語の正確な意味について議論が行われた。この用語の内包が若干狭隘であるとの理由で、『基礎教育』(Fundamental Education)の編集委員であった A. Charton が「福祉」(welfare)という用語を提案した。それに対して、M. Baez は「健康」は WHO 憲章のなかの意味、すなわち肉体的、道徳的、社会福祉的な総合的状态を意味するのであって、単に「病気」(illness)の反対の状態を意味するのではないと主張した。また、この文書は執行委員会の見解に沿ったものであり、基礎教育の目的を決定するにあたって有効な指針となるもので、執行委員会はこの表現に賛成すると確信していたとした。彼は、『基礎教育』の編集委員であると同時に、執行委員会委員でもあった。基礎教育をユネスコ教育政策のもっとも中核的な政策の一つに位置づけることに果たしてきた彼の役割については、前稿で簡単に述べた⁹⁾。それは、ハクスリーら事務局のそれに匹敵するほどの貢献であったといえよう。そもそも、準備委員会の「教育に関する委員会」において、基礎教育を喫緊の課題とすることに消極的であったチェコスロバキア代表に対し、世界全体の状況に目を向けるべきことを力説し、基礎教育こそ平和の実現というユネスコの目的を達成するにあたっての最善の

手段であり、第一優先課題であると断言した¹⁰⁾。イギリスやフランス代表の支持もあり、彼の主張が議論の主流となったといつてよい。

最終的に、専門家会議は事務局文書の内容に同意し、小さな修正を条件に採択した。前述の「健康」の問題に関連して、「健康教育」に注釈が付加されているのは、この修正によるものと考えられる。以上の議論の経緯からすれば、事務局文書が示した「基礎教育—書き直された定義」、それに立脚したカリキュラムと教育内容について、オブザーバーとして参加していた執行委員会委員を含め、出席した専門家ら全員の賛同がえられたと結論してよい。ハクスリーら事務局、基礎教育をユネスコ教育政策の中核として位置づけようと努力してきた関係者らの基本方針が、結果的に専門家会議においても是認されたということである。別な表現をすれば、事務局と執行委員会の一部に見られた、「基礎教育」の概念をきわめて限定しようとする意向は、ここで結果として否定されたといつてよい。

同日の会合では、懸案だった「芸術」の問題についても若干の議論が行われている¹¹⁾。審議事項4「1947年プログラムの実行」の審議のなかで、基礎教育に芸術を含めてほしいという事務局長の要望は、パラグラフ3で検討すべきであると議長が述べた。それに対して、A. Charton は4つ目の小委員会を組織すべきだと主張した。一方、事務局アシスタントの J. Lauwerijs は1947年のプログラムはすでに十分であるから、この提案は将来のために心に留め置くのが望ましいと主張した。議長は、最後に、この点はユネスコの異なるセクション間の協力を参照することによって、暗黙のうちに検討されねばならないと述べた。

最後の議長の発言は不明瞭であるが、文化政策の立案と関連づけながら、両セクションが連携して検討すべきであるとの趣旨と推察される。いずれにせよ、事務局アシスタントの発言により、会議冒頭の事務局長ステートメントの第四番目に提示された「芸術」の問題は、次年度以降の懸案事項として処理されたということになる。彼は『基礎教育』の寄稿者であり、事務局コンサルタントとしても、当初より事務局の基礎教育プログラムの立案と実行に直接的に関与した人物である。そ

の彼が、現時点での 1947 年プログラムの追加や修正を否定したことは、「芸術」の問題を先送りする流れを決定づけたといえる。

2 「基礎教育とは何か」

(1) 文書の性質

事務局のアシスタントは、この専門家会議の課題は基礎教育の目的の定義を行うことだけでなく、執行委員会や国内委員会向けの文書を作成することであるとする。その文書は、基礎教育に関わる活動の趣旨を分かりやすく説明し、それについての具体的なイメージを持たせるものでなければならないとしている¹²⁾。最終的に採択された事務局文書は、基礎教育の目的とカリキュラムあるいは教育目標や内容を簡潔に示し、おおむね上述の企図に沿うものであったといえよう。この趣旨をさらに徹底させ、初めて基礎教育という用語を一般の人々にも分かりやすく説明したものが、Bowers による当該文書である。

そもそも、彼は、この専門家会議からアシスタントとして事務局に加わっている。ハクスリーは自伝のなかで、彼の採用について、スーダンで行政官として働いていた経験から、「発展途上国の基本的なニーズについて直接的な経験」を有しているということで、同僚から推薦されたとしている¹³⁾。同部分で、ハクスリーはスタッフのリクルートが困難であったことを回想し、何人かを彼が直接採用したとしている。具体的には二人の人物の名前を挙げ（もう一人は、J. Needham）、そのうちの一人として Bowers を紹介していることから、その実績とハクスリーからの信頼は大きなものがあつたと考えられる。ユネスコ政策の変遷についての詳細な研究を行った P.W. Jones によれば、「Bowers ほど、基礎教育へのユネスコのアプローチに大きな影響を及ぼした人物はいない。彼は、第一回総会でちょうど議論された報告書と、引き続き行われた論議にもとづいて、プログラムを起草するために同国人のハクスリーから直接リクルートされた。彼はほんの数ヶ月のつもりであったが、約二十年も事務局のメンバーであった¹⁴⁾」。このように、結果として彼の影響は絶大であった。教育セクションの責任者である Kuo Yu-Shou、コンサルタントの J. Lauwerys、

そして実務の責任者ともいえる Bowers からなる基礎教育政策の実施体制が、1947 年の 3 月以降、ハクスリーのもとに構築されていたのである¹⁵⁾。では、その Bowers の文書では基礎教育の目的や理念、カリキュラムや内容をいかに説明しているのか。

(2) 文書の内容

文書は、冒頭で『基礎教育』のなかで示された世界人口の四分の三は衣食住にも事欠く非識字者であるという認識をふまえ、以下のような論を展開する¹⁶⁾。「人類の進歩（progress）は三重の悪、すなわち無知、病気、貧困によって妨げられている」のであり、とりわけ深刻な「無知」とは「バランスの取れた地方経済の原則についての無知、すなわちより十全な（fuller）生活の手段を提供する天然資源の保存と開発についての無知である。……土壌や水の保全についての無知。病虫害防除についての無知。健康と衛生についての無知。栄養不良と病気、貧困へと行き着く無知」である。実際に発展途上の地域では、農業、畜産、林業、工業の生産と分配の首尾一貫性を顧慮した生産パターンというものがない。「農業」という用語は、焼き畑農業のあまりに都合のよい名称である。また、肥沃で鉱物が豊富に存在する場所が、地方のコミュニティにほとんどメリットのないような形で開発されている。「発展」国とされる国々でさえ、無知と病と貧困が蔓延しているのが現状である。さらに、それは人種・宗教的偏見、人種的制約、部族間の言語上の障壁といった要因によって複雑にされ、国際理解が妨げられているのである。

そして、彼は人類の進歩を阻害する大きな要因の一つである「無知」の撲滅は、基礎教育によって可能であるとし、次のように論を進める。まず、「その理想と目的は、〈変わりつつある環境に適応しながら、より十全で幸福な生活を送ること〉であり、共同体の創造的な活動によって、この環境をコントロールし発展させることでなければならない。識字の拡大は一つの手段であり、それ自体が目的ではない。」そして、「基礎教育は人々のため（for）と同様、人々の（of）でなければならない」。上から課せられるものであって

はならないし、基礎教育の対象者が近代の知識の恩恵について知らないとはいえ、基礎教育のスポンサーは、彼らの対象者が根深い伝統と文化、生来の知性と認識、勇気や忍耐力や正直さといった資質、精神的・物質的価値の概念をもっているということを忘れてはならないのである。そして、基礎教育は「伝統的な力及び考え方と近代の進歩的動きとをうまく統合する」ことを目指さなければならぬ」。

基礎教育の目的として規定された内容は、前章で考察した採択された事務局文書の趣旨とまったく同じものである。また、同文書では基礎教育の広範性に言及していたが、Bowersの文書では、識字教育を目的達成の手段の一つとして明確に位置づけている。加盟国や一般国民の多くには、いまだに基礎教育＝識字教育とする理解が存在したから、それを明確に否定するためであろう。最後に基礎教育の主体は対象者みずからでなければならぬことを強調しているのは、基礎教育が宗主国の植民地政策における同化教育や戦時期日本の皇民化教育のようなものになってはならないという意図からである。背景には大戦後の民族自決の流れだけでなく、第二次大戦を引き起こした原因の一つに、教育が国家の政治的支配に服したことがあるという見識があったといえる。ハクスリーらが、国民国家の枠組みを超えた教育による世界平和の実現という理想主義に立脚しようとしたのは、この認識にもとづくものなのである。

文書は、次にユネスコの役割について述べている¹⁷⁾。ユネスコのプログラム報告書では、「そのような手助けを望む加盟国政府が、すべての国民のための最低限の基礎教育を確立するように援助する」こととしており、そのための「統合された(integrated) プログラム」を実施するとしている。ここで留意すべきは、「統合された」という表現であり、それはこれまで準備委員会やハクスリーら事務局が希求してきたように、基礎教育が広範かつ有機的な体制と組織、カリキュラムと教育内容からなる基礎的な教育であることを宣言した点である。基礎教育が有するこの性格は、次にまとめた活動内容と方針に具体化されているといえよう。①国際理解と人類福祉の基礎としての基礎教育の重要性を、世界に正しく認識させるこ

と。②世界のあらゆる地域で基礎教育分野において活動中の政府、組織、個人とのコンタクトを増加させ、事務局をとおして、情報とアイデアの相方向的流れが活発になるようにすること。③基礎教育のテクニック、大人と子どもの教育の新しい方法、教科書や文学、言葉や基礎教育の他の要素についての情報を収集し、分析し、流通させること。④専門家を会合や地域研究会議に集め、アイデアや情報の交換を活発化させる。⑤政府の要請にもとづいて、ユネスコのコンサルタントが地方の専門家のチームとともに、基礎教育の方法と技術における実践的実験を実施する限定的なパイロットプロジェクトを開始すること。⑥政府、組織、個人によって世界中で実行されている基礎教育分野の重要な事業を、ユネスコ基礎教育キャンペーンの〈関連事業〉としてリンクさせること。⑦世界中の基礎教育の関係者のための研究チーム、セミナー、トレーニングコースの活動を推進すること。⑧発展途上地域の民族的芸術や工芸的伝統を調査し、保護と発展を促進すること。⑨政府の要請にもとづいて、ニーズが高い地域へ派遣するフィールドチームを作ること、基礎教育の研究と活発なキャンペーンを実施すること、地方の教師やフィールドワーカーを訓練して、そして地方の基礎教育がそこから広がるような活動拠点の形成を促進すること。そして最後に、「成功の条件は、ダイナミックで協調的なキャンペーンにおいて、世界中で活動する政府、組織、個人といかに活発に協力するかということ」にかかっているとす

る。この文書は、ユネスコの存在理由でもある「無知」の撲滅という基礎教育の基本的意義と目的を明示したうえで、識字教育の位置づけ、基礎教育の実施主体と対象、内容とカリキュラム、方法、ユネスコの役割、実施上の留意点などを、きわめて簡明に総括しているといえる。初めて「基礎教育」という専門用語を聞いた一般国民にも、その実体が具体的にイメージできる文書として評価に値する。それは、当初の事務局文書と改訂版の内容をより簡潔かつ的確に表現するとともに、専門家会議での議論を十分にふまえたものであり、『基礎教育』が示した方針とも合致するものである。また、専門家会議冒頭の事務局長ステートメ

ントにおいて表明された課題に対して、専門家らが出した一定の回答を事務局サイドとしてまとめ上げたものともいえる。

おわりに

専門家会議における事務局文書の提示と議論、修正版事務局文書の作成とそれを巡る議論、そして Bowers の文書の作成へといたる道筋は、ユネスコ基礎教育政策の目的・方針、カリキュラムや内容のフレームワークを最終的に決定づける重要な流れであったといえる。そのなかでは、準備委員会・総会とハクスリーら事務局の理念や基本方針が、ほぼそのままの形で実体化されていったといえる。このことは、同時に、執行委員会のなかにあった基礎教育の目的の限定と概念的明確化という一部の思惑が、ここにいたって実現することはなかったという結論を導く。執行委員会の要望とは、「最低条件は何か」に配慮して「基礎教育」の目的を定義することであった。これは、例えば基礎教育を初等教育レベルの知識・技能の修得を目的として、同レベルのカリキュラム・教育内容に限定して実施するということを求めるものであったと考えられる。これまで考察してきたように、このような意味での明確化と概念規定については、専門家会議では一切議論されていないし、事務局文書でも言及されていない。前述の Baez のように、執行委員会委員でさえ専門家と事務局の意向を支持するものがいたことから、上述の意味での「限定」が行われなかったのは必然的な流れであったといえよう¹⁸⁾。それは、準備委員会から第1回総会の基本的なベクトルでもあった。この、いわば基礎教育政策の「増殖」(漠然とした目的と広範なカリキュラム・教育内容)というベクトルは、ユネスコ基礎教育政策の既定路線になったといえるのである¹⁹⁾。

また、Bowers の文書は、準備委員会・総会、専門家会議における議論の趣旨、ハクスリーら事務局の意向などを的確にまとめ、表現したものであった。そこに反映している基礎教育の専門官ともいえる彼の意思も、ユネスコ基礎教育政策の基本方針と内容の決定経緯において、きわめて重要な役割を果たしたといえる。この点も含め、ハクスリーの統率下の事務局において彼が果たした役

割の詳細については、今後検討する必要がある。結果として、専門家会議は基礎教育の目的の定義づけ、それにとりまう基礎教育のカリキュラムや内容・方法等の決定に道筋をつけたが、よりテクニカルな面で、検討しなければならない課題が山積していた。これに関しても、事務局が多くの資料を提示し、活発な議論が行われている。この点についての検討は、規定された理念や目的が具体的な施策に反映され、形骸化することなく具現化されたのかどうかを判断するためにも欠くことができないと考える。すなわち、専門家やハクスリーら事務局の意思が、いかにそれらに反映し、具現化に向かったのかを次稿で検討する。

- 1) 拙稿「基礎教育の目的の定義について」(石巻専修大学 研究紀要第25号、2014)
- 2) UNESCO/Educ./28/1947 のなかに記載されている。
- 3) UNESCO/Educ./28/1947.
- 4) 同上「基礎教育の目的の定義について」61～64 ページ。
- 5) 拙書『ハクスリーの思想と実践』(専修大学出版局、2006) 117 ページ。
- 6) UNESCO/C/30 APPENDIX
- 7) 同上「基礎教育の目的の定義について」63～64 ページ。
- 8) UNESCO/Educ./S.R.5/1947.
- 9) 拙稿「ユネスコ準備委員会特別委員会報告書について」(その1)(石巻専修大学研究紀要第18号、2007) 90 ページ。
- 10) *Minutes of proceedings before the Committee on Education held on Friday 24 May 1946.* (Prep.Com./Educ.Com./No symbol)
- 11) UNESCO/Educ./S.R.5/1947.
- 12) 同上「基礎教育の目的の定義について」60 ページ。
- 13) Huxley, J.S. *Memories II*. Harper & Row, 1973, p.17.
- 14) Jones, P.W. *International Policies for Third World Education*. Routledge, 1988, p.52.
- 15) 拙稿「基礎教育の専門家会議の概要」(石巻専修大学 研究紀要第22号、2011) 40～41 ページ。
- 16) Educ./47.
- 17) Ibid.
- 18) 彼は、準備委員会の委員でもあった。
- 19) 拙稿「〈基礎教育の専門家会議〉の議事について」(石巻専修大学 研究紀要第23号、2012) 参照。

